



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.10.22 No.3296

91.3ダイヤ改業務移 管攻撃粉碎へ組織の 総力挙げた闘いを

本部は、十月十九日、第一回支部代表者会議を開催し、九一・三ダイヤ改一業務移管攻撃阻止、動労千葉根絶攻撃粉碎、「緊急重大要求」実現に向けて、今秋から来春にかけて、ストライキを含む組織の総力をあげた闘いを展開する方針を確認した。

また、この闘いと結合して、十一月、自衛隊海外派兵の強行、暗黒の天皇制復活という戦後史を一変させる大反動攻撃に対し、連続した闘いに総決起し、危機にたつ政府自民党をさらに追撃することを確認した。

JR当局は、近々のうちにも九一・三ダイヤ改の概要提案を行う動きにある。すでに、成田一成田空港間の訓練計画が提案され、また、京葉運輸区による内房・外房線訓練計画が提案されようとしている。交番検査周期のキロタイプ廃止攻撃も、具体的な作業が開始されようとしている。営業関係は、すでに十八日、千葉支社管内で五五名の全面的な大合理化案が提案された。業務移管・東京集中など、「効率」的にも、経営的観点からも何ら合理性のないものである。ただひたすら革マル追随、動労千葉破壊だけが目的なのだ。すでに闘いの火ぶたは切っておとされている！全力で闘いへの総決起体制を創りあよう！

「3.6協定」の一年締結を迫る JR東日本の異常な対応を許すな！

JR東日本は九月、「三六協定」の期限切れ(九月三十日)にともなう延長について、提案を行ってきた。しかし、その内容は、またもや有効期間を一年間とする非常識きわまりないものであった。

「三六協定」とは？

「三六協定」とは、言うまでもなく、「使用者は、労働者に、一週間について四十時間、一日について八時間を超えて労働させてはならない」という、労基法三二条定められた労働時間について、労資間で同協定が締結されている場合は例外として、時間外・休日労働をさせることができる、というものである。「協定なく労基法に定める労働時間の制限を超えて労働させることは許されないものであって、これを命ずることは違法な労働を強制するものであり、労働者はその命令に服する義務を負わない」と定められている。

従って、当然にも「三六協定には、有効期限を定めておかねばならない。無期限の協定は許されない」(行政解釈)とされている。しかし、「有効期間一年」などという例のない提案は、まさに「無期限」に等しいものである。国鉄時代は、各月ごとに締結され、現在もJR貨物では動労千葉は三ヵ月協定として「三六協定」を締結を締結している。

「二年間でなければ三六協定は締結しない」とする非常識

動労千葉は、JR東日本の提案に対し

九月十九日、「有効期間を一ヵ月ないし三ヵ月とすること」を要求の軸として、当局に申し入れをおこなったが、当局側は、あくまでも「一年間」に固執している。当局が、時間外労働や休日労働を労働者に頼もうというのに、逆に「一年間でなければ協定を締結しない」などと居丈高な対応をするなど、まさに異常というほかない。しかも、休日労働に頼らなければ業務も正常にまわらない、年休もとれないような要員配置を行い、全ての犠牲を労働者に強いておきながら、このような対応を行うなど、JRの強権的労務支配の非常識さをまさに典型的に示すものであるといえる。このような当局の対応のなかで、十月一日以降、「三六協定」は未締結となっている。

組合との交渉をも一切拒否！

しかも、JR千葉支社は、JR総連革マルと結託して、九一・三ダイヤ改について、「千葉からは業務をとりあげる」等の意図的な「流言蜚語」を無責任に流しながら、動労千葉破壊攻撃を激化させている。

動労千葉は、「三六協定」問題を含めて、運輸部長、支社長等に、責任ある対応をするよう、交渉を申し入れてきた。しかし、JR千葉支社は、これをも一切拒否し続けている。

われわれは、このような、動労千葉を破壊すること以外眼中にないような異常な対応が続く以上、断固たる闘いをもって応える以外にないと判断するものである！ 全組合員の総決起を！